

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

香川県知事 浜田惠造

香川県規則第11号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年香川県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(審査の申立て) 第22条 略 2 略 3 審査申立書には、次の各号に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が記名しなければならない。 (1)～(6) 略 4 略	(審査の申立て) 第22条 略 2 略 3 審査申立書には、次の各号に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が記名 <u>押印</u> しなければならない。 (1)～(6) 略 4 略

第2号様式から第11号様式まで及び第12号様式の2から第16号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 改正前の第2号様式から第11号様式まで及び第12号様式の2から第16号様式までによる用紙は、当分の間、使用することができる。